

諸規定

(慶弔規定)

- 第1条1 対象は、生徒・保護者・職員およびその実父母実子とする。
- 2 死亡者にたいしては、次による。
- ア 生徒・・・花輪1本と香典5000円、さらに弔電をもって会員の弔意を表わす。
- イ 保護者・・・香典5000円、さらに弔電を持って会員の弔意を表わす。
- ウ 職員およびその実父母実子・・・イに準ずる。
- 3 入院にたいしては、次による。
- ア PTA主催事業によって10日以上入院した会員には、3000円の見舞金を贈る。
- イ 生徒が10日以上入院した場合は、3000円の見舞金を贈る。
- 4 特に会長が必要と認める場合は、三役で協議のうえ決定する。

(表彰規定)

- 第2条1 対象は、正副会長・書記・会計で任期2年以上を原則とする。本会を代表しての研究発表など、顕著な功績を認められる会員も対象とする。
- 2 表彰は、年度末の定期総会の席上において感謝状をもっておこなう。対象者が出席できない場合は、同席において表彰に至った経緯を報告し、郵送など適宜の方法によっておこなう。
- 3 転出・退職の職員に対しては、退任式の席上または郵送など適宜の方法により、5000円相当の記念品を贈り、労をねぎらう。

(旅費規定)

- 第3条1 対象は、本会を代表しての出張、もしくは研究大会等の会員とする。

- 第3条2 支給は、次による。

- ア 鉄道及びバス利用の場合の交通費については、実費支給とする。
- イ 自家用車利用の場合の交通費等については、出張地により決定する。金額は以下のとおりとする。ただし、下記にない出張地については三役又は執行部で協議する。自家用車同乗の場合は（ ）内の金額を支給する。なお、出張者は別記様式の出張届と会議要項（コピー可）を会計に提出するものとする。

芦北町内 500円(250) 津奈木町1,000円(500) 水俣市内1,000円(500)

八代市内 2,000円(250) 宇城市内3,000円(500) 熊本市内5,000円(500)

熊本市内より遠方 6,000円(500)

- ウ 本会、その他にてマイクロバスなどの用意がある場合は支給しない。
- エ 出張が全日にわたる場合は、昼食費として1000円を支給する。
- オ 宿泊料は、実費支給とする。（ただし、葦北郡PTA連合会の指定する宿泊施設とする。）
- カ 参加費（負担金）は、別に実費支給する。

(諸規定の改廃について)

- 第4条1 規定の改廃は、執行部においておこない、近い総会にて報告する。

付則

本規定は平成17年4月17日一部改正、同日より施行する。

本規定は平成23年4月7日一部改正、同日より施行する。

本規定は平成28年4月11日一部改正、同日より施行する。

本規定は平成29年3月23日一部改正、同日より施行する。

本規定は平成30年1月11日一部改正、同日より施行する。

本規定は令和4年2月25日一部改正、同日より施行する。

